

「対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令（案）等」に対する意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) 一般社団法人 新経済連盟 政策部
[住 所]	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー5階
[電話番号]	050-5835-0770
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
<p>○ 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済安全保障の観点から、外為法改正の趣旨は十分理解する一方、コロナショックにより、急速に世界経済は減速しており、海外からの直接投資も冷え込むことが懸念される。特に、我が国のこれからのイノベーションを支えるスタートアップ企業への投資における海外投資家の存在感は近年急速に増しつつあるところであり、経済安全保障の観点で必要な措置は確保しつつ、海外からの投資が必要以上に細ることのないような制度設計・周知徹底をお願いしたい。</li> <li>● 外為法の届出については現在も対面での手続きが求められる実務上の実態があるが、現在、コロナショックを契機として、社会全体でデジタル化を強力に推進すべく、政府でも規制改革を含めて急ピッチで議論されているところ。外為法の手続きについても、オンライン化の一刻も早い実現を求めたい。</li> </ul> <p>1. テック企業に関するコア業種の範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ①「受託開発ソフトウェア業」、②「組込みソフトウェア業」、③「パッケージソフトウェア業」、④「情報処理サービス業」、⑤「インターネット利用サポート業、に関するコア業種の範囲について、必要以上に範囲が広がらないよう、ガイドライン等で一定程度明確化を求めたい。</li> <li>■ また、コア業種に該当しないとしても、近年スタートアップ企業の多くを占める所謂クラウド/SaaSを提供している企業は、全て「情報処理サービス業（3921）」に該当する。産業分類の見直しが行われない限り、この点は寧ろ明確に説明しておくことが望まれる。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● IT分野の技術流出防止の観点から、昨年8月の告示改正では対内直接投資等の事前届出が必要となる業種が拡大され、スタートアップの多くを占めるテック企業も事前届出対象業種に含まれることになったところ（①「受託開発ソフトウェア業」、②「組込みソフトウェア業」、③「パッケージソフトウェア業」、④「情報</li> </ul>	

処理サービス業」、⑤「インターネット利用サポート業」)。

- 今回の告示改正により、上記 5 業種のうち、国の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれが大きい業種（コア業種）以外は事前届出免除の対象となったことは妥当だが、告示の内容は複雑であり、被投資対象となるスタートアップ企業からしても、自社が対象となるのか容易に判別できない。
- すなわち、概要説明資料にはコア業種について、「サイバーセキュリティ関連サービス業、重要インフラのために特に設計されたプログラム等の提供に係るサービス業等」とあるが、告示内容からはかなり幅広い業種が含まれるようにも読み取れる。
  - ▶ 例えば、「命令第三条の二第二項又は第四条の三第一項の規定に基づき財務大臣等が定める業種告示案」の別表十八・二では「システム及び端末等に対し、当該システム及び端末等とは別のシステム及び端末等から管理（機器構成の変更又は情報の収集等を含む。）を行うソフトウェア・サービス」とあるが、これがいわゆるクラウドサービスまで含むのか、文言だけからは十分明らかではない。
  - ▶ また、別表二十「百万人以上の者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第第一項に規定する個人情報をいう。）であって次に掲げるものを扱うために特に設計したプログラムを作成する細分類三九一一—受託開発ソフトウェア業、細分類三九一三—パッケージソフトウェア業若しくは細分類四〇一三—インターネット利用サポート業又はこれらの情報の処理のために専ら用いる情報処理サービス若しくはインターネット利用サポートサービスを提供する細分類三九二一—情報処理サービス業若しくはインターネット利用サポート業」における「次に掲げるもの」として、「信用情報（資金需要者である顧客又は債務者の借入金の返済能力に関する情報をいう。）の収集及び他のものに対する信用情報の提供を行う業務を行う機関において取り扱う信用情報」が含まれているが、これは家計簿サービスなど多くのフィンテック企業の提供するサービスも含まれる可能性がある。
- スタートアップエコシステムの発展のためには、特に大口の資金を提供できる外国投資家の存在は重要であり、制度の複雑さから日本へのスタートアップ投資への流れが止まることのないようにする必要がある。
- ついては、テック関連業種（①「受託開発ソフトウェア業」、②「組込みソフトウェア業」、③「パッケージソフトウェア業」、④「情報処理サービス業」、⑤「インターネット利用サポート業」）のコア業種への分類については、必要以上に範囲が広がらないよう、ガイドライン等で一定程度明確化、周知徹底をお願いしたい。
- 特に、スタートアップ企業においては企業側担当者のリテラシーにかなり差があるため、該当有無の判定およびそれぞれのケースにおける資金調達上の留意点などを平易に解説するガイドライン等の整備を求めたい。
- なお、コア業種に該当しないとしても、近年スタートアップ企業の多くを占める所謂クラウド/SaaSを提供している企業は、全て「情報処理サービス業（3921）」に該当する。産業分類の見直しが行われない限り、この点は寧ろ明確に説明しておく

ことが望まれる。

## 2. 銘柄リスト

- 現在の郵送アンケートによる銘柄リスト作成は企業側の負担大きく、今後の更新にあたっては課題が残る。より平易なチェック・回答が可能となる仕組みが必要。
- 非上場企業については銘柄リストの対象となっていないが、アンケートを介さない、自主的な情報登録のプラットフォームを活用するなど検討すべき。

- 現在、全上場企業にアンケートを出して銘柄リストを作成することとなっているが、今回、直近提出を求められたアンケート記入にあたっては法令の条文まで確認する必要があり、全上場企業が正確な回答を返せているかは疑問が残る。また、各社に郵送でアンケート提出を求める現在の手法は事務負担も大きく、リストをどう更新していくのかも問題になる。今後の更新においては、より平易なチェック・回答が可能となる仕組みが望まれる
- また、外資規制の投資対象としては、非上場企業も含まれることになるが、こちらは銘柄リストの対象となっていない。もともとアンケートにもとづく銘柄リストについては、行政が情報の内容を保証する性質のものではないものと理解。今後、銘柄リストを更新していくにあたっては、今回、コロナ問題への対応で注目された「VS COVID-19 #民間支援情報ナビ」のように、官民連携プラットフォームを通じて報登録を促すような仕組みを構築することを検討してはどうか。

## 3. オンライン手続き

- 外為法の届出については、「日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。」とされており、日銀からの届出書の返送書類の受領も書留になっているところ、オンライン手続きの一刻も早い実現を求めたい。

- 新型コロナ感染症の影響拡大・長期化が見込まれる中、多くの企業でリモートワークの導入が進められているが、押印や書類の郵送のためだけに出勤が必要になるといった問題が顕在化している。
- 従来より、外為法の届出についても、事前相談のために日本銀行にメールで書類を送付しても長期間放置されるため、早期の提出には窓口に行って相談することが必要となるといった実務上の問題が存在していたところ。また、日銀からの届出書の返送書類の受領も書留になっており、受領のために出勤が必要となっている。
- 特に、綱渡りの経営を行うスタートアップにとって、資金調達のタイミングの少し遅れはそのまま資金ショート・倒産にも繋がる可能性がある重要な問題であり、手続きの迅速化・簡便化の観点からオンライン手続きの一刻も早い実現を求めたい。

#### 4. 外国投資家の判定

■ 居住外国投資家、特定上場会社等の判定について、今回、外国投資家の事前届出免除基準が設けられてきたことに鑑みて、当該免除対象の投資家を保有比率算定上除外するなど、一定の判定基準緩和を検討してもよいのではないか。

- 居住者外国投資家については、①非居住者である個人、②外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（これらの法人その他の団体の在日支店を含む）、により直接または間接に保有される議決権の合計が50%以上を占めるかどうかが基準となっているところ。
- 一方、今般の外為法改正により、①包括免除、②一般免除（上乘せ基準あり）、③認証を受けたSWF、といった事前届出免除基準が設けられたところ。経済安全保障上の懸念という観点から外国投資家の中で一定の区分が設けられたことに鑑みれば、居住外国投資家の判定にあたって、①、②、③の保有分などについては50%基準の判定上除外するなど、一定の基準緩和を検討してもよいのではないか。
- また、特定上場会社等については、特定の外国投資家による出資比率（所有株式および一任運用株式の各々）および議決権比率が（特別の関係にある者と合わせて）10%以上を占めるかどうかを基準となっているところ。この判定基準についても、①、②、③の保有分などについては50%基準の判定上除外するなど、一定の基準緩和を検討してもよいのではないか。

#### 5. 個人情報保護の観点からの手続き簡素化

■ 個人情報保護の観点から、外国投資家であることを証明するための株主名簿の提出について、名簿の洗い替えを行う四半期内における新規投資については、申請を省略できないか。

- 投資組合の事前届出については、実質的にGPに手続き一本化するため、今回の外為法改正により、組合として提出すれば足りることとなったところ。
- しかしながら、居住者外国投資家（LP）が外国投資家であることを証明するための株主名簿を提出するにあたって、個人投資家が含まれている場合、個人情報保護法の観点からはGPに名簿提出することが困難であり、引き続きLPであっても直接日銀に申請することとなる手続きが残る。
- 外部への個人情報開示のリスクや郵送事故等で個人情報が漏洩するリスク・事務負担の軽減の観点から、名簿の洗い替えを行う四半期内における新規投資については、「JD〇〇号にて受理された株主リスト」といった形で株主名簿を申請することができないか。

以上